

# 住宅の省エネリフォームへの支援の強化

## 目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要。

国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネリフォームを支援する新たな補助制度を創設するとともに、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能(併用可)とする。

## 対象

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ改修	1)高断熱窓の設置※1,3	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	2)高効率給湯器の設置※2,3	高効率給湯器 (a)家庭用燃料電池、(b)ヒートポンプ給湯機、(c)ハイブリッド給湯機)	定額 (a)15万、(b)(c)5万円
	3)開口部・躯体等の省エネ改修工事※4	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円／戸*
②他のリフォーム工事※4 (①)～(3)のいずれかの工事を行った場合に限る)		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	* 子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) * 安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸

※1 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)による支援

※2 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)による支援

※3 補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に契約を締結し、事業者登録後(こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、[※1又は※2の事業](#)の事務局開設日([令和4年12月16日](#))開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降)に着手したものに限る。

※4 こどもエコすまい支援事業(国土交通省)による支援。補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に[リフォーム工事に着手](#)したものに限る([交付申請までに事業者登録が必要](#))。

## 令和4年度補正予算

- ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省) 1000億円
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省) 300億円
- ・こどもエコすまい支援事業(国土交通省) 1500億円(新築・リフォームの合計)

※青字下線部が令和4年11月8日公表資料からの主な変更点